

**「緊急事態宣言」解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策  
(6/21～7/11)に伴う市立学校の対応について**

**1 学校運営の基本方針について**

- 感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施すること。

**2 基本的な感染拡大防止対策の徹底について**

- 発熱等の症状がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底すること。また、同居の家族に発熱等の症状がみられる場合も、登校、出勤をしないこと。
- 基本的には常時マスクを着用し、咳エチケットを徹底すること。なお、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。
- 給食について、配食を行う児童生徒及び教職員は、マスクを着用し衛生的な服装をすること。また、手指を確実に洗浄したかを点検し、食べる際には、机を対面ではなくスクール形式にする、会話を控えるなどの対応を行うこと。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間に窓を全開）を行うこと。

**3 活動場面ごとの感染拡大防止対策について**

(1) 各教科における学習活動について

- レベル2の状況にあることを踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクが低い活動から徐々に実施すること。（「学校の新しい生活様式」(2021.4.28 Ver.6) P.54～）
- デジタル機器の活用について、次の点に留意すること。
  - ・ 自校の児童生徒や教職員の感染により、いつ登校できなくなるか分からないことを踏まえ、家庭における学習支援を最大限行うため、デジタル機器活用の準備をすること。
  - ・ 緊急時のデジタル機器の活用に当たっては、児童生徒及び教員が日常的に使用することで使い慣れておくことが重要である。日頃から学習用クラウドサービスを活用した健康観察や課題の配信等を行うなど、いつ臨時休業又は自宅待機になっても、学習が途切れないよう備えること。

(2) 部活動について

- 可能な限り感染及びその拡大リスクを低減させながら、活動を実施していなかった期間を考慮し、生徒の体調面に配慮しながら通常の活動（練習試合・合同練習を含む）に移行すること。
- 生徒の自主的、自発的活動であることを踏まえ、生徒、保護者の同意を得た上で実施すること。
- 部活動の実施については、教職員等が活動状況の確認を徹底し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、極力行わないようにすること。
- 部活動の前後においても3密を避け、更衣室に入る人数を制限し、少人数で更衣をしたり、更衣室の換気扇を常に回したりするなどの対応を徹底すること。

(3) 学校行事について

- 各行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域との往来は、最大限、自粛すること。